

請　願　文　書　表

受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第23号
件　名	経営破綻による医療・介護崩壊から国民のいのちを守るため、緊急財政支援を求める請願
請　願　者	文京区大塚三丁目36番7号 健商ビル5階 東京保健生活協同組合 理事長　根岸京田
紹介議員	小林れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

新型コロナウイルス感染症により、コロナ感染患者を受け入れた医療機関に限らず、全国の医療機関・介護事業所において3月以降、患者の減少等により、大幅減収となり、結果として利益率の悪化が継続しています。当法人においても東京健生病院、根津診療所、大塚診療所、セツルメント菊坂診療所が文京区内で診療活動をしていますが 2020 年度上半期で患者数が 4,000 人減少し、前年差で 57,176 千円の減収になっています。この間、各医療関係団体等から、減収に対する財政支援を求めていますが、コロナ感染症の治療に対する報酬が手厚くなっているのは主に陽性者を受け入れている医療機関であり、受け入れていない病院や診療所でもコロナによる経営的な影響は出ているのは変わりありません。未だ多くの医療機関・介護事業所が切望している減収に対する支援は実施されていません。

これまで政府が強行してきた診療・介護報酬の度重なる削減は、経営を極限まで逼迫させ、慢性的な低収益構造を招いてきました。そのため、医療・介護事業の経営は、今般のコロナ禍のような不測の事態による大幅減収が発生すれば、容易に経営危機に陥ります。

仮に事業収入が平時の状態に戻ったとしても、医療・介護事業所の自助努力では、今般のコロナ禍による減収分を挽回するだけの収益を確保することは不可能です。

先般実施された医療機関に対する緊急融資は、資金繩りにおける一時凌ぎであり、医療機関に新たな借金による負担を負わせ、経営破綻を先延ばししたに過ぎません。

今、経営破綻による医療・介護崩壊が目前に迫っており、残された時間はありません。このまま事態を看過するならば、雪崩的な医療・介護崩壊が起こり、次なる感染拡大の波は乗り越えることはできません。医療・介護崩壊を食い止めるために、国の責任による迅速かつ大規模な財政支援策が直ちに必要です。

また、第一次、第二次補正予算等で予算化されたコロナ禍等に関する政策について、積極的に実施し、コロナ感染症の次なる波に備えることが重要です。

以下、請願します。

- 1 全ての医療機関に対し、緊急に前年実績比の減収分の財政支援を行うよう、国に要望すること